

神石高原町公示第134号

神石高原町新庁舎オフィス環境整備支援業務の公募型プロポーザル方式  
に係る手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成29年11月22日

神石高原町長 入江 嘉 則

1 業務の概要

- (1) 業務名 神石高原町新庁舎オフィス環境整備支援業務
- (2) 業務内容 神石高原町新庁舎オフィス環境整備支援業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日の翌日から平成32年3月31日まで

2 参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) プロポーザルに参加する者の資格は、次のとおりとする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 神石高原町の平成29・30年度物品・施設業務等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において認定されていない者であっても、参加意思表明書及び企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は要件を満たしているものとして取り扱う。
  - ウ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、神石高原町物品調達等の競争入札等に係る指名除外要領に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
  - エ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

オ 広島県内に本店又は支店があること。

カ 過去5年以内に延床面積3,500㎡以上の自治体庁舎の新築又は増築（増築の場合は当該部分の延床面積）に係るオフィス環境整備支援業務（現状調査，レイアウト設計，備品調達・転用支援，移転計画・移転監理）の受託実績を有していること。

(3) 企画提案書を特定するための評価基準

「神石高原町新庁舎オフィス環境整備支援業務公募型プロポーザル実施要領」のとおり。

3 手続等

(1) 担当課

神石高原町 政策企画課

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島2025番地

TEL：0847-89-3351（直通）FAX：0847-85-3394

E-mail:jk-seisaku@town.jinsekikogen.lg.jp

(2) 実施要領等の配布及び方法等

ア 配付開始 平成29年12月22日（水）から

イ 配付方法 神石高原町ホームページからダウンロード

（<http://www.jinsekigun.jp>）

(3) 参加表明書・企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

ア 提出期間 平成29年12月22日（水）から平成29年12月15日（金）まで

イ 提出場所 上記3（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 本プロポーザルへの参加等に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 上記2（2）イに掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者は、神石高原町の入札参加資格申請書の提出と合わせて、上記3（3）の参加表明書等を提出することができる。

(4) その他詳細は、実施要領等による。